

身近な「環境問題」を考えませんか

小さな心掛けで、みんなの生活環境を整えましょう

6月5日は「環境の日」。そして、この日を含む6月は「環境月間」です。「環境」と一言で言っても、地球温暖化などの地球規模の問題から、犬などのふんの始末といった私たちの住環境に密接する問題まで、環境分野は多岐にわたります。また、人それぞれに関心がある分野や関心の持ち方も異なります。

環境月間に、まずは私たちの普段の生活の中から「環境問題」を考えましょう。

◆問合せ 環境課（市役所内線392）

不法投棄などの問題に、地域で取り組んでいます
不法投棄やポイ捨てがあると、やっぱり悲しいですね。
鹿野町では住民が不法投棄などの問題に対応するために集落内のパトロールを行ったり、清掃活動を実施したりして、みんなできれいな環境を守っています。



パトロールに参加する鹿野町の村井省さん、山田利幸さん

ごみのこと 不法投棄が目立っています



不法投棄に関する苦情が市役所に多く寄せられています。投棄されているのは、ペットボトルやたばこの吸い殻などの一般ごみ、家電製品、事業所から出された産業廃棄物などさまざま。市内での投棄は、山間部や空き地で目立ちます。投棄した者が見つからなければ、原則、所有者や管理者が責任を持って処分することとなります。投棄された側は大変嫌な思いをしています。不法投棄は犯罪です。「しない、させない」環境づくりに地域で取り組みましょう。

公害のこと 野外焼却をいませんか



ごみを野外で焼却することは禁止されています。火災の危険や煙・悪臭で近隣の生活環境を損なう恐れがあるためです。ごみはルールを守ってごみステーションに出すなど、正しく処理しましょう。農業事業者による稲わらやあぜ草などの焼却は禁止項目の例外ですが、焼却を行う場合は時間帯や風向きなどに十分注意し、近隣の生活環境に影響が出ないように気を付けなければなりません。皆さんの快適な暮らしを守るために、近隣への配慮をお願いします。

飼い犬のこと ふんの始末は飼い主の責任



散歩などで飼い犬を連れて外出するときは、ふんを処理する袋などを携帯しましょう。ふんの放置によって近隣の方が大変不快な思いをします。また、不衛生な環境を引き起こします。飼い主は、必ず犬のふんを持ち帰るようにし、気持ちの良い散歩道の維持を心掛けましょう。

野良猫や野鳥のこと ペットではありません



野良猫や野鳥などに餌やりをする方を見掛けます。ほほ笑ましい光景ですが、むやみな餌やりは近隣トラブルを引き起こします。定期的な餌やりで動物が1ヵ所に集まり、鳴き声や排泄物による被害が発生する恐れがあるからです。野生動物はペットではありません。 unnecessary餌やりはしないようにしましょう。

思わぬ行動が近隣の方や地域の生活環境に影響を及ぼしている可能性があります。自身の行動を振り返り、私たち一人一人が環境に対する意識を高め、みんなで住みよいまちをつくりましょう。

一年間の成果を記録しましょう エコ・健康ポイントを集めて 景品を手に入れよう

市では環境に優しい暮らしや健康づくりに楽しみながら取り組んでもらえるよう、取り組みに対してポイントを付与する「西脇エコ・健康ポイント制度」を実施します。集めたポイントは、商品券などの景品と交換することができます。



手帳を開くことが楽しみです
ゴーヤなどで緑のカーテンに取り組んだり、毎日歩いたりしました。取り組みを手帳に記録することで、成果が目に見えて分かり、手帳を開くことが楽しみになりました。
今年も挑戦します。

◆対象者・取り組み例

	エコポイント	健康ポイント
対象者	市内に在住、在学または在勤の方	市内に在住または在勤の18歳以上の方 ※高校生は除く
対象の取り組み例	・電気使用量が前年同月と比べて減少 ・環境イベントなどへの参加	・目標を立て日々の健康づくりに取り組む ・特定健診、がん検診などの受診 ・健康イベントなどへの参加

◆参加方法

- 1 ポイント手帳を取得**
市役所窓口（環境課、健康課、保険医療課、長寿福祉課）、みらいえなど市内公共施設で配布します。
- 2 環境に優しい取り組みや健康づくり活動を実践**
取り組みを手帳に記録します（エコ・健康ポイントで、取り組み対象期間が異なります）。
- 3 ポイントを集計して景品と交換**
市役所窓口でポイント交換の申請を行い、景品と交換します。

◆ポイント交換申請期間

令和2年2月3日（月）～3月13日（金）

◆問合せ

- ◇エコポイントに関すること
環境課（市役所内線391）
- ◇健康ポイントに関すること
健康課（市役所内線360）／保険医療課（市役所内線371）／長寿福祉課（市役所内線351）